1割負担

特別養護老人ホーム うずらはし 利用料金表

ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

＜令和5年 4月1日 現在＞

※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です（ひと月30日で計算しています）。
※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます（代行手続が可能です）。

《第1段階利用者》
・世帯（世帯を分離している配偶者を含む、以下同じ）全員が、市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
・生活保護受給者

（円）

区 分	基本料金	個別機能Ⅰ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	栄養強化	夜勤体制	食事代	居室代	1日小計	個別機能Ⅱ	科学的Ⅱ	自立支援	1か月合計
要介護1	652	12	46	4	8	11	21	300	820	1,874	20	50	300	56,590
要介護2	720	12	46	4	8	11	21	300	820	1,942	20	50	300	58,630
要介護3	793	12	46	4	8	11	21	300	820	2,015	20	50	300	60,820
要介護4	862	12	46	4	8	11	21	300	820	2,084	20	50	300	62,890
要介護5	929	12	46	4	8	11	21	300	820	2,151	20	50	300	64,900

《第2段階利用者》
・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額（※）＋合計所得が80万円以下。※：平成28年8月からは非課税年金も含む

区 分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	栄養強化	夜勤体制	食事代	居室代	1日小計	個別機能Ⅱ	科学的Ⅱ	自立支援	1か月合計
要介護1	652	12	46	4	8	11	21	390	820	1,964	20	50	300	59,290
要介護2	720	12	46	4	8	11	21	390	820	2,032	20	50	300	61,330
要介護3	793	12	46	4	8	11	21	390	820	2,105	20	50	300	63,520
要介護4	862	12	46	4	8	11	21	390	820	2,174	20	50	300	65,590
要介護5	929	12	46	4	8	11	21	390	820	2,241	20	50	300	67,600

《第3段階①利用者》
・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入等80万円超120万円以下

区 分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	栄養強化	夜勤体制	食事代	居室代	1日小計	個別機能Ⅱ	科学的Ⅱ	自立支援	1か月合計
要介護1	652	12	46	4	8	11	21	650	1,310	2,714	20	50	300	81,790
要介護2	720	12	46	4	8	11	21	650	1,310	2,782	20	50	300	83,830
要介護3	793	12	46	4	8	11	21	650	1,310	2,855	20	50	300	86,020
要介護4	862	12	46	4	8	11	21	650	1,310	2,924	20	50	300	88,090
要介護5	929	12	46	4	8	11	21	650	1,310	2,991	20	50	300	90,100

《第3段階②利用者》
・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入等120万円超

区 分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	栄養強化	夜勤体制	食事代	居室代	1日小計	個別機能Ⅱ	科学的Ⅱ	自立支援	1か月合計
要介護1	652	12	46	4	8	11	21	1,360	1,310	3,424	20	50	300	103,090
要介護2	720	12	46	4	8	11	21	1,360	1,310	3,492	20	50	300	105,130
要介護3	793	12	46	4	8	11	21	1,360	1,310	3,565	20	50	300	107,320
要介護4	862	12	46	4	8	11	21	1,360	1,310	3,634	20	50	300	109,390
要介護5	929	12	46	4	8	11	21	1,360	1,310	3,701	20	50	300	111,400

《基準費用額》
・世帯に課税者がいる者、市町村民税本人課税者、預貯金等が単身で500万円以上（夫婦で1,500万円以上）

区 分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	栄養強化	夜勤体制	食事代	居室代	1日小計	個別機能Ⅱ	科学的Ⅱ	自立支援	1か月合計
要介護1	652	12	46	4	8	11	21	1,461	2,116	4,331	20	50	300	130,270
要介護2	720	12	46	4	8	11	21	1,461	2,116	4,399	20	50	300	132,340
要介護3	793	12	46	4	8	11	21	1,461	2,116	4,472	20	50	300	134,530
要介護4	862	12	46	4	8	11	21	1,461	2,116	4,541	20	50	300	136,600
要介護5	929	12	46	4	8	11	21	1,461	2,116	4,608	20	50	300	138,610

加 算 項 目					
初期加算	30/日	排せつ支援加算（Ⅱ）	15/月	看取り介護加算	
外泊時加算	264/日	排せつ支援加算（Ⅲ）	20/月	・死亡日以前31日以上45日以下	72/日
経口移行加算	28/日	再入所時栄養連携加算	200/月	・死亡日以前4日以上30日以下	144/日
経口維持加算（Ⅰ）	400/月	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3/月	・死亡日の前日・前々日	680/日
経口維持加算（Ⅱ）	100/月	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13/月	・死亡日	1280/日
療養食加算	6/回	安全対策加算（入所初日）	20		
排せつ支援加算（Ⅰ）	10/月	口腔衛生管理加算	110/月		

・サービス内容により基本料金に加算されます。

《実費》
● その他個人の嗜好によるもの
● 電気代（1ｺﾝｾﾝﾄ） 1,200円/月

《補足①》処遇改善加算Ⅲ＝（基本料金＋すべての加算）×0.033

《補足②》介護職員等ベースアップ等支援加算＝（基本料金＋すべての加算）×0.016

2割負担

特別養護老人ホーム うずらはし 利用料金表

ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

＜令和5年 4月1日 現在＞

※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です（ひと月30日で計算しています）。
※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます（代行手続が可能です）。

《第1段階利用者》
・世帯（世帯を分離している配偶者を含む、以下同じ）全員が、市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
・生活保護受給者

（円）

区 分	基本料金	個別機能Ⅰ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	栄養強化	夜勤体制	食事代	居室代	1日小計	個別機能Ⅱ	科学的Ⅱ	自立支援	1か月合計
要介護1	1304	24	92	8	16	11	42	300	820	2,617	40	100	600	79,250
要介護2	1440	24	92	8	16	11	42	300	820	2,753	40	100	600	83,330
要介護3	1586	24	92	8	16	11	42	300	820	2,899	40	100	600	87,710
要介護4	1724	24	92	8	16	11	42	300	820	3,037	40	100	600	91,850
要介護5	1858	24	92	8	16	11	42	300	820	3,171	40	100	600	95,870

《第2段階利用者》
・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額（※）＋合計所得が80万円以下。※：平成28年8月からは非課税年金も含む

区 分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	栄養強化	夜勤体制	食事代	居室代	1日小計	個別機能Ⅱ	科学的Ⅱ	自立支援	1か月合計
要介護1	1304	24	92	8	16	11	42	390	820	2,707	40	100	600	81,950
要介護2	1440	24	92	8	16	11	42	390	820	2,843	40	100	600	86,030
要介護3	1586	24	92	8	16	11	42	390	820	2,989	40	100	600	90,410
要介護4	1724	24	92	8	16	11	42	390	820	3,127	40	100	600	94,550
要介護5	1858	24	92	8	16	11	42	390	820	3,261	40	100	600	98,570

《第3段階①利用者》
・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入等80万円超120万円以下

区 分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	栄養強化	夜勤体制	食事代	居室代	1日小計	個別機能Ⅱ	科学的Ⅱ	自立支援	1か月合計
要介護1	1304	24	92	8	16	11	42	650	1,310	3,457	40	100	600	104,450
要介護2	1440	24	92	8	16	11	42	650	1,310	3,593	40	100	600	108,530
要介護3	1586	24	92	8	16	11	42	650	1,310	3,739	40	100	600	112,910
要介護4	1724	24	92	8	16	11	42	650	1,310	3,877	40	100	600	117,050
要介護5	1858	24	92	8	16	11	42	650	1,310	4,011	40	100	600	121,070

《第3段階②利用者》
・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入等120万円超

区 分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	栄養強化	夜勤体制	食事代	居室代	1日小計	個別機能Ⅱ	科学的Ⅱ	自立支援	1か月合計
要介護1	1304	24	92	8	16	11	42	1,360	1,310	4,167	40	100	600	125,750
要介護2	1440	24	92	8	16	11	42	1,360	1,310	4,303	40	100	600	129,830
要介護3	1586	24	92	8	16	11	42	1,360	1,310	4,449	40	100	600	134,210
要介護4	1724	24	92	8	16	11	42	1,360	1,310	4,587	40	100	600	138,350
要介護5	1858	24	92	8	16	11	42	1,360	1,310	4,721	40	100	600	142,370

《基準費用額》
・世帯に課税者がいる者、市町村民税本人課税者、預貯金等が単身で500万円以上（夫婦で1,500万円以上）

区 分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	栄養強化	夜勤体制	食事代	居室代	1日小計	個別機能Ⅱ	科学的Ⅱ	自立支援	1か月合計
要介護1	1304	24	92	8	16	11	42	1,461	2,116	5,074	40	100	600	152,900
要介護2	1440	24	92	8	16	11	42	1,461	2,116	5,210	40	100	600	157,040
要介護3	1586	24	92	8	16	11	42	1,461	2,116	5,356	40	100	600	161,420
要介護4	1724	24	92	8	16	11	42	1,461	2,116	5,494	40	100	600	165,560
要介護5	1858	24	92	8	16	11	42	1,461	2,116	5,628	40	100	600	169,580

加 算 項 目					
初期加算	60/日	排せつ支援加算（Ⅱ）	30/月	看取り介護加算	
外泊時加算	528/日	排せつ支援加算（Ⅲ）	40/月	・死亡日以前31日以上45日以下	144/日
経口移行加算	56/日	再入所時栄養連携加算	400/月	・死亡日以前4日以上30日以下	288/日
経口維持加算（Ⅰ）	800/月	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	6/月	・死亡日の前日・前々日	1360/日
経口維持加算（Ⅱ）	200/月	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	26/月	・死亡日	2560/日
療養食加算	12/回	安全対策加算（入所初日）	40		
排せつ支援加算（Ⅰ）	20/月	口腔衛生管理加算	220/月		

・サービス内容により基本料金に加算されます。

《実費》
● その他個人の嗜好によるもの
● 電気代（1ｺﾝｾﾝﾄ） 1,200円/月

《補足①》処遇改善加算Ⅲ＝（基本料金＋すべての加算）×0.033

《補足②》介護職員等ベースアップ等支援加算＝（基本料金＋すべての加算）×0.016

3割負担

特別養護老人ホーム うずらはし 利用料金表

ユニット型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

＜令和5年 4月1日 現在＞

※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です（ひと月30日で計算しています）。
※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます（代行手続が可能です）。

《第1段階利用者》
・世帯（世帯を分離している配偶者を含む、以下同じ）全員が、市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
・生活保護受給者

（円）

区 分	基本料金	個別機能Ⅰ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	栄養強化	夜勤体制	食事代	居室代	1日小計	個別機能Ⅱ	科学的Ⅱ	自立支援	1か月合計
要介護1	1956	36	138	12	24	11	63	300	820	3,360	60	150	900	101,910
要介護2	2160	36	138	12	24	11	63	300	820	3,564	60	150	900	108,030
要介護3	2379	36	138	12	24	11	63	300	820	3,783	60	150	900	114,600
要介護4	2586	36	138	12	24	11	63	300	820	3,990	60	150	900	120,810
要介護5	2787	36	138	12	24	11	63	300	820	4,191	60	150	900	126,840

《第2段階利用者》
・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額（※）＋合計所得が80万円以下。※：平成28年8月からは非課税年金も含む

区 分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	栄養強化	夜勤体制	食事代	居室代	1日小計	個別機能Ⅱ	科学的Ⅱ	自立支援	1か月合計
要介護1	1956	36	138	12	24	11	63	390	820	3,450	60	150	900	104,610
要介護2	2160	36	138	12	24	11	63	390	820	3,654	60	150	900	110,730
要介護3	2379	36	138	12	24	11	63	390	820	3,873	60	150	900	117,300
要介護4	2586	36	138	12	24	11	63	390	820	4,080	60	150	900	123,510
要介護5	2787	36	138	12	24	11	63	390	820	4,281	60	150	900	129,540

《第3段階①利用者》
・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入等80万円超120万円以下

区 分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	栄養強化	夜勤体制	食事代	居室代	1日小計	個別機能Ⅱ	科学的Ⅱ	自立支援	1か月合計
要介護1	1956	36	138	12	24	11	63	650	1,310	4,200	60	150	900	127,110
要介護2	2160	36	138	12	24	11	63	650	1,310	4,404	60	150	900	133,230
要介護3	2379	36	138	12	24	11	63	650	1,310	4,623	60	150	900	139,800
要介護4	2586	36	138	12	24	11	63	650	1,310	4,830	60	150	900	146,010
要介護5	2787	36	138	12	24	11	63	650	1,310	5,031	60	150	900	152,040

《第3段階②利用者》
・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入等120万円超

区 分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	栄養強化	夜勤体制	食事代	居室代	1日小計	個別機能Ⅱ	科学的Ⅱ	自立支援	1か月合計
要介護1	1956	36	138	12	24	11	63	1,360	1,310	4,910	60	150	900	148,410
要介護2	2160	36	138	12	24	11	63	1,360	1,310	5,114	60	150	900	154,530
要介護3	2379	36	138	12	24	11	63	1,360	1,310	5,333	60	150	900	161,100
要介護4	2586	36	138	12	24	11	63	1,360	1,310	5,540	60	150	900	167,310
要介護5	2787	36	138	12	24	11	63	1,360	1,310	5,741	60	150	900	173,340

《基準費用額》
・世帯に課税者がいる者、市町村民税本人課税者、預貯金等が単身で500万円以上（夫婦で1,500万円以上）

区 分	基本料金	個別機能	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	栄養強化	夜勤体制	食事代	居室代	1日小計	個別機能Ⅱ	科学的Ⅱ	自立支援	1か月合計
要介護1	1956	36	138	12	24	11	63	1,461	2,116	5,817	60	150	900	175,530
要介護2	2160	36	138	12	24	11	63	1,461	2,116	6,021	60	150	900	181,740
要介護3	2379	36	138	12	24	11	63	1,461	2,116	6,240	60	150	900	188,310
要介護4	2586	36	138	12	24	11	63	1,461	2,116	6,447	60	150	900	194,520
要介護5	2787	36	138	12	24	11	63	1,461	2,116	6,648	60	150	900	200,550

加 算 項 目					
初期加算	90/日	排せつ支援加算（Ⅱ）	45/月	看取り介護加算	
外泊時加算	792/日	排せつ支援加算（Ⅲ）	60/月	・死亡日以前31日以上45日以下	216/日
経口移行加算	84/日	再入所時栄養連携加算	600/月	・死亡日以前4日以上30日以下	432/日
経口維持加算（Ⅰ）	1200/月	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	9/月	・死亡日の前日・前々日	2040/日
経口維持加算（Ⅱ）	300/月	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	39/月	・死亡日	3840/日
療養食加算	18/回	安全対策加算（入所初日）	60		
排せつ支援加算（Ⅰ）	30/月	口腔衛生管理加算	330/月		

・サービス内容により基本料金に加算されます。

《実費》
● その他個人の嗜好によるもの
● 電気代（1ｺﾝｾﾝﾄ） 1,200円/月

《補足①》処遇改善加算Ⅲ＝（基本料金＋すべての加算）×0.033

《補足②》介護職員等ベースアップ等支援加算＝（基本料金＋すべての加算）×0.016